

調達管理番号・案件名

24a00942_SICA地域観光プロジェクト万博招へい事業(実施業務)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月3日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	全体	本案件は「コンサルタント等契約(国内業務)」様式に当てはまるという理解で合っていますか。報酬単価の設定について関わるため、念のため、確認させていただけると幸いです。	本案件は「コンサルタント等契約(国内業務)」様式に当たるものではありません。特記仕様書(案)第3条2に記載の通り、本業務は日本での招へい事業であり、受注者の海外渡航は想定していませんが、海外関係者との協議、取りまとめ等、国外との調整業務についても受注者が対応することとなるためです。
2	1	p.1: (4) 契約履行期間(予定) p. 9: 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項	万博の開催期間は「2025年4月13日(日)～10月13日(月)」とあり、契約履行期間を「2025年4月～2025年7月」に制限する理由がありますか。	「2025年4月～2025年7月」は、最短で契約締結した場合の期間(予定)となります。特記仕様書(案)第3条2に記載の通り、本招へいは大阪・関西万博会場への訪問を伴うことから、万博開催期間内に実施することとなり、契約履行期間については、契約交渉時に協議のうえ決定します。
3	9	p. 9表1 業務内容と役割分担	通訳について個人と契約する場合、費目は再委託ではなく通訳備上費になりますか。	通訳備上費となります。
4	9	p. 9表1 業務内容と役割分担	「来日者への各種手当等の支給」および「来日者への各種手当等の支給の代行」とあるが、具体的にどんな手当を指しているか、その金額と計上費目もご教示ください。また、「代行」とは何を意味していますか。	日当を想定しております。金額については定額計上に含まれておりますので積算の必要はございません。「来日者への各種手当等の支給」及び「来日者への各種手当等の支給の代行」は同じ「支給」の意味でございます。
5	11	p.11 本業務に係る事項	受入れの空港はどこになりますか。どこを想定して日程を提案すれば良いですか。(関西か、成田/羽田か。)	合理的な経路であれば受入れの空港は指定しませんが、基本的には被招へい国と本邦を結ぶ便が多い成田/羽田での受け入れを想定しています。

6	11	p. 11: (1) 招へい	JICA専門家を含め13人とあるが、招へい対象者10人、JICA専門家2人だと12人の参加であるが、あと一名はどなたですか。	中米観光統合事務局からの参加者1名を想定しております。招へい対象者は現時点の案であり、人数は1名程度増減する可能性があります。
7	13	p. 13. 表3	本邦での日程を組むにあたって、同専門家の協力を必要とする活動を提案することは可能ですか。	可能です。活動内容については、発注者と受注者間で協議の上決定します。
8	13	p. 13. 表3	JICA側からの同行者が2名記載されているが、本招へい事業期間中、それぞれどのような役割が想定されていますか。	同行予定者2名は、「SICA地域持続可能な観光/コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」の専門家です。 招へい事業期間中も同プロジェクトの専門家としてSICA観光プロモーションに必要と判断される活動に従事する予定です。 【参考: 専門家の役割】 ・チーフ・アドバイザー1名(観光開発広域支援) ・業務調整1名:(研修管理、活動補助等)
9	14	(3) 招へいを含む実施内容 ① 大阪・関西万博への訪問	「特に、インバウンド観光の成功事例を学ぶため、大阪・関西万博会場及びその関連地域を訪問し、将来に有用な教訓・知見を得るための視察を実施する。」とありますが、「その関連地域」は万博会場の周辺でしょうか、それとも、同文書の後半に記載されている地方誘客施策を行っている自治体でしょうか？	万博会場の周辺を想定しています。
10	14	p. 14: (3) 招へいを含む実施内容	本招へいのねらいの一つは、「持続可能な観光/コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」実施のオーナーシップ向上を図ることにある、としていますが、本プロジェクトの紹介やその活動の進捗状況などについて参加予定者に対して事前に説明されているという理解でよいですか。	ご理解のとおりです。

11	14	(3) 招へいを含む実施内容 ① 大阪・関西万博への訪問	質問1の「その関連地域」を訪問する際に、万博にかかる補助金（JICA以外の機関が支出するもの）と組み合わせることは可能でしょうか？	補助金の内容や実施機関に応じて判断が必要となりますので、個別のご相談となります。
12	14	(3) 招へいを含む実施内容 ③ 日本の地方観光地の視察	地方観光地の対象は、万博に出展していない観光地でもよろしいでしょうか？	問題ございません。
13	15	(4) その他 ① 収集情報・データの提供	記載されている「業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等」はどのようなものを想定されているのでしょうか？ 業務の中で撮影された写真や映像、SICA観光プロモーションイベントで展示する観光資源や観光プロモーション素材が考えられると思いますが、その他に想定されている情報・データはあるのでしょうか？	業務の中で撮影された写真や映像、SICA観光プロモーションイベントで展示する観光資源や観光プロモーション素材を想定しております。
14	16	p. 16: 第5条 報告書等	「想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要部数は別途受注者が用意する」とあり、表には日本語製本1部のみと記載されているが、招へい者のためのスペイン語の報告書作成・製本が上限額に含まれておらず、想定されていないという理解で宜しいですか。	スペイン語の報告書の作成は想定しておりません。
15	16	p. 16: 第5条 報告書等	「業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。」とあるが、本業務がそもそも2025年4月から7月の4カ月間を契約履行期間としており、招へいを実施してからでないと報告書のドラフトが作成できないため、「招へい実施後速やかにドラフトを作成し」という理解でよろしいでしょうか。	問題ございません。なお、契約履行期間については、契約交渉時に協議のうえ決定します。

16	17	p. 17: 第6条 再委託	「食事の手配」とは、食事提供先との調整の他に、招へい者への定額の日当が想定されていますか。想定される場合は、日当額をご教示ください。	日当単価は来日者のレベルに応じて単価がことなるので、具体的に来日者が決まってから別途受注後に相談させていただきます。なお、本金額は定額計上に含まれておりますので積算の必要はございません。
17	32	p. 32: (4) 定額計上について	再委託の業務受入れ・監修業務の定額計上分に、業務従事者(コンサルタント)の同行分は含まれないという理解で宜しいですか。	再委託の業務受入れ・監修業務の定額計上分に、業務従事者(コンサルタント)の同行分は含まれません。
18	32	(4) 定額計上について 定額計上の対象を示す表	「1 受入業務・監理業務」の「金額に含まれる範囲」に「同行者及び通訳関連」とありますが、この同行者はSICAに派遣中のJICA専門家2名を指しますか？それとも、受注者のうち、大阪・関西万博や日本の地方観光地域の視察に同行するメンバーを指しますか？	「同行者及び通訳関連」は、JICA専門家ではなく、同行案内人(通訳)1名を想定しています。

以上